



佐賀県公報

平成18年
3月27日
(月曜日)
第 12734号

(○印は、県例規集に登載するもの)

告目
示次

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称の変更（二一〇九・長寿社会課）
 - 保安林の解除
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定
 - 道路の区域の変更
 - 道路の供用開始

サービスの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
認知症対応型共同生活介護	新 グループホーム千寿荘 旧 痴呆性老人グループホーム千寿荘	嬉野市嬉野町大字下宿乙 一九一九番地	
	平成一八・三・一		

◎佐賀県告示第一百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年三月二十七日

佐賀県知事
古川

康

○特定非営利活動法人の設立の認証申請
○農地保有合理化事業規程の変更承認

(蘭) 廸 民 協 働 課 (三)

○都市計画道路多久佐賀線の環境影響評価方法書の総覧

○ 僥地廸分

11

11

II

11

11

○公印の登録

○告示

◎佐賀県告示第一二九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があつた。

解除の理由

(一) 保健衛生施設用地及び道路用地とするため
解除に係る保安林の所在場所

(二) 唐津市呼子町大友字藤川九〇一七の八、字畠ヶ田八四五〇の一、八四五三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第一百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

佐賀県知事 古川康

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次直線で

標柱番号											
十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	唐津市
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七山木浦
野郭	中尾	"	野郭	井手ノ上	"	"	"	"	"	野郭	岸高
一七三九番三	一七八五番一	一七八四番一	地先道路敷	二二八九番一	一七五六番一	一七四七番二	一七〇二番	一六九六番一	一六八〇番	一六七九番	一四五〇番

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

県道 佐賀脊振線		県道 鳥栖線		県道 佐賀川久保		区間	道路の種類 及び路線名
前	後	前	後	変更前	の 域		
六・四 二〇・四	六・四 二〇・四	六・四 六八・〇	一四・〇 三四・六	一〇・五 一六・八	二八・二 一〇・八	メートル幅員	
六一一・八	一、〇七〇・二	五一二・五 五八二・五	一、〇三一・二	五一〇・〇 一、五一・四	メートル延長		

●佐賀県告示第一〇四十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月二十七日から平成十八年四月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保 鳥栖線	佐賀市久保泉町大字川久保字御手水一五九〇番一 地先から 佐賀市久保泉町大字川久保字牟田田四六一〇番九 地先まで	平成一八・三・二七
県道 佐賀脊振線	佐賀市久保泉町大字上和泉字泉十五号一一九九番 二〇地先から 佐賀市久保泉町大字川久保字原口三七六八番一地 先まで	"
	佐賀市久保泉町大字上和泉字泉十七号一一五七番 七地先から 佐賀市久保泉町大字川久保字道手七九七番一地先 まで	"

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある人達とその家族に対してフレンドハウスの運営に関する事業を行い、地域で安心して平等な生活ができるように努め、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年5月15日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年5月15日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日
平成18年3月15日2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人いっぽ・いっぽの会
(2) 代表者の氏名 森元 義光
(3) 主たる事務所の所在地

康

佐賀県鹿島市納富分2643番地1
(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び家族などに対して、地域生活・学校生活・通所施設を送る上で必要な支援に関する事業を行い、障害者及びその家族が安心して明るく元気に生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
上場農業協同組合	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）及び研修等事業（法第4条第2項第4号に規定する事業）	事業実施区域名の変更	平成18年3月17日
唐津市鎮西町岩野269番地1			
佐賀松浦農業協同組合			
唐津市相知町中山3523番地1	"	"	

なお、方法書について環境保全の見地からの意見を有する者は、縦覧を開始する日から縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日までに、当該方法書についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画決定権者の名称

佐賀県知事 古川 康

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 都市計画道路多久佐賀線
- (2) 種類 一般国道の改築
- (3) 規模

ア 延長 約14キロメートル

イ 車線の数 4車線

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

(自) 佐賀県多久市東多久町別府
(至) 佐賀県佐賀市嘉瀬町中原

4 関係地域の範囲

佐賀県佐賀市、多久市及び小城市

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課

イ 佐賀土木事務所

ウ 国土交通省九州地方整備局佐賀国道路事務所調査課

エ 佐賀市建設部都市政策課及び大和支所建設課

オ 多久市まちづくり部建設整備課

び若刈路舎産業建設部建設課

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条の規定により読み替えて適用される同法第5条の規定により、都市計画道路多久佐賀線の環境影響評価方法書を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

(2) 縦覧期間

平成18年3月27日(月)から平成18年4月26日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(3) 縦覧時間

ア 午前8時30分から午後5時15分まで(佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀土木事務所、佐賀市、多久市及び小城市)

イ 午前8時30分から午後5時まで(国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所調査課)

6 意見書の提出

環境影響評価方法書について環境保全の見地からの意見を有する者は、意見書の提出によりこれを述べることができます。

7 6の意見書の提出期限及び提出先その他の意見書の提出に必要な事項

(1) 意見書の提出期限

平成18年5月10日(水)

(2) 意見書の提出先

佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

(3) 提出方法

郵送又は持参になります。

(4) その他提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載してください。

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書についての環境保全の見地からの意見及びその理由

佐賀県知事 古川 康

基づき、平成18年3月2日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区端月換地区の換地計画に基づき、平成18年3月2日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区中尾換地区の換地計画に

平成18年3月27日(月)

佐賀県公報

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区柳谷換地地区の換地計画に基づき、平成18年3月2日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区小田換地区の換地計画に基づき、平成18年3月2日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康

次の公印は、平成18年3月15日をもって登録しました。

平成18年3月27日

佐賀県知事 古川 康



一般専用公印

(精神保健福祉センター)

一般専用公印

(精神保健福祉センター)